


送付用啓発はがき

(往信／表：宛名)

(返信／裏：依頼書)

	
郵便往復はがき(往信)	
宮崎市橘通東2丁目10番1号	
宮崎県 環境森林部 環境管理課	
— 浄化槽法定検査の受検のお願い —	
宮崎県〇〇保健所 〇〇市〇〇町〇-〇	
配達の方へ ※宛先不明の場合は、公益財団法人宮崎県環境科学協会 〒880-0911 宮崎市大字田吉6258-20 まで御返送ください。	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇(台帳番号)	

浄化槽法定検査依頼書		
申込年月日 令和 年 月 日		
浄化槽法第11条第1項に基づく水質に関する検査(第11条検査)を毎年1回受検しますので、下記のとおり依頼します。		
依頼者	フリガナ	
	氏名	印
	住所	〒 -
	電話番号	- -
設置場所 (依頼者と同じ場合は記入不要)	フリガナ	
	名称	
	住所	〒
通信欄		

※1 検査日程は、後日案内ハガキでご連絡いたします。
※2 次年度からは、検査時期が来ましたら検査機関より検査予定日をハガキでご連絡しますので、改めてご依頼いただく必要はございません。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇(台帳番号)

送付用啓発はがき

(返信／表：宛名)

(往信／裏：通知文)

	郵便往復はがき(返信)	浄化槽の法定検査の受検について
料金受取人私郵便	8 8 0 - 8 7 9 0	浄化槽の管理者は、浄化槽法第11条の規定により、年1回の法定検査の受検が義務付けられています。
宮崎中央局 承認	公益財団法人 宮崎県環境科学協会 行	あなたが管理されている浄化槽につきましては、令和元年6月末現在で知事が指定した検査機関への法定検査の依頼が確認できませんでした。つきましては、
5266		返信ハガキにより速やかに検査をご依頼
差出有効期間 令和3年 7月31日まで (返信切手不要)	宮崎市大字田吉六二五八番地二〇	していただきますようお願いいたします。
		令和元年〇月〇日
		宮崎県〇〇保健所長
		浄化槽法定検査の詳細については 県HP「みやざきの環境」をご覧ください http://eco.pref.miyazaki.lg.jp/air_water/kyoukasou/
		【検査のご依頼先】
		宮崎県知事指定検査機関（法定検査実施機関）
		公益財団法人 宮崎県環境科学協会
		浄化槽検査課（啓発ハガキ問合せダイヤル）
		電話 0985-64-8322
		ファクシミリ 0985-89-2088
		※ 検査手数料は、一般家庭に設置されている浄化槽（10人槽以下）の場合、3,800円です。
		※ 法定検査は、浄化槽が正しく機能し、管理されているかを確認するための法的検査です。保守点検及び清掃とは別に受検する必要があります。受検しない場合、行政指導が適用されることがあります。